



鳥取労働局発表  
平成26年8月28日(木)

担当	鳥取労働局労働基準部 健康安全課 課長 木村 靖 主任安全専門官 横野 洋一 電話 0857-29-1704
----	---

## 労働災害は5.5%増加（平成26年1～7月）

～「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」～

鳥取労働局（局長 かわのすみとも 河野純伴）は、平成26年1月から7月までに発生した労働災害の速報値を取りまとめました。

第12次労働災害防止推進計画の目標（注）達成に向けて、取組を強化します。  
なお、詳細は、別紙のとおりです。

（注）鳥取労働局が策定した「第12次労働災害防止推進計画」（平成25年度～平成29年度）では、平成26年度の災害を438人以下とすることを目標としています。

### 1 平成26年1月～7月の労働災害の動向

平成26年1月から7月までに発生した労働災害（休業4日以上）は249人で、前年同期の236人と比べると13人、5.5%増加しました。

- ・業種別では、次の業種で増加しています。  
製造業 63人（前年同期比28.6%、14人の増加 ↑）  
建設業 38人（前年同期比11.8%、4人の増加 ↑）
- ・地域別では、次のとおりです。  
東部 74人（前年同期比1.4%、1人の増加 ↑）  
西部 128人（前年同期比2.4%、3人の増加 ↑）  
中部 47人（前年同期比23.7%、9人の増加 ↑）

### 2 今後の対策

#### （1）建設業の対応について

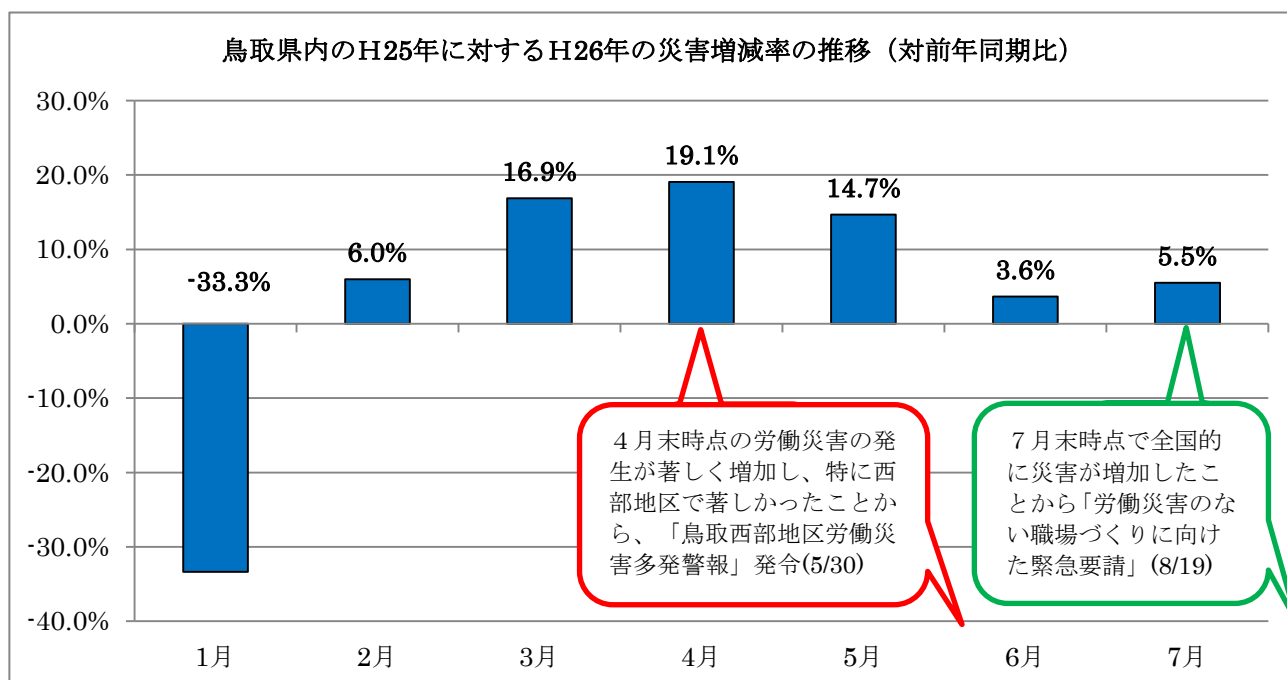
本年9月8日（月）に「鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議」を発足し、重篤災害の発生が懸念される公共工事等の発注機関を招集して、建設業における労働災害防止対策を協議することとしています。

(2) 製造業の対応について

本年6月25日に、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布されたことを受けて、その説明会を開催することとしていますが、改正法の説明に併せて、緊所要請に沿った労働災害防止対策の強化を呼びかけます。

(3) 県中部地区の対応について

本年7月末に前年同期と比べて増加率が著しかった県中部地区では、製造業への個別指導、建設業への業界団体を巻き込んだ安全活動の活性化、第三次産業の事業者団体を通じた啓発活動や集団指導を行うことを予定しています。



## 1 平成 26 年 1 ～ 7 月の災害発生状況の特徴

平成 26 年 1 月から 7 月までに発生した労働災害の件数は 249 人で、前年同期 236 人に比べて 5.5%の増加しました。

### ・業種別

製造業	63 人 (14 人、28.6%増加 ↑)
建設業	38 人 (4 人、11.8%増加 ↑)
運輸交通業	27 人 (2 人、6.9%減少 ↓)
林業	12 人 (2 人、14.3%減少 ↓)
その他の事業	109 人 (1 人、0.9%減少 ↓)

### ・事故の型別

転倒	63 人 (14 人、18.2%減少 ↓)
墜落・転落	58 人 (19 人、48.7%増加 ↑)
はさまれ・巻き込まれ	32 人 (3 人、10.3%増加 ↑)

### ・地域別

東部	74 人 (1 人、1.4%増 ↑)	県内の 29.7% (約 3 割) を占める
西部	128 人 (3 人、2.4%増 ↑)	県内の 51.4% (約 5 割) を占める
中部	47 人 (9 人、23.7%増 ↑)	県内の 18.9% (約 2 割) を占める

## 2 災害増加の要因等

- ・ 墜落・転落災害が多発している建設業においては、特段の新しい要因は認められず、従来からの基本的な災害防止対策が講じられていないことが考えられます。
- ・ 転倒災害が多発している製造業や第三次産業においては、若年者をはじめ経験の浅い労働者に対する安全衛生教育が十分に実施されていないことが懸念されます。

## 3 これまでの対策

- (1) 鳥取県内の労働災害は、4 月末 (速報値) で前年同期に比べて 19.1%増加し、特に、鳥取西部地区では増加率 (前年同期比 21.3%増) が著しかったため、鳥取労働局長は 5 月 30 日に「鳥取西部地区労働災害多発警報」を発令しました。

この発令を受け、米子労働基準監督署では「鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動」(5 月 30 日～7 月 7 日まで) に取り組み、安全の「見える化」活動など様々な取組を実施した結果、西部地区の労働災害は 7 月末には 2.4%まで増加幅が減少しました。

- (2) 全国では、死亡労働災害が前年同期比 19.4% (6 月末)、死傷者数も 3.6% (同) 増加したため、厚生労働省は関係団体に対し、8 月 5 日に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行いました。

また、鳥取県内では死亡労働災害は発生していませんが、休業 4 日以上労働災害が前年同期に比べて 5.5%増加していることを踏まえ、8 月 19 日に鳥取労働局長は各労働災害防止関係団体等に対し「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行い、引き続き死亡災害の防止対策を講じるとともに、安全衛生意識の高揚による労働災害の撲滅を目指すよう要請しました。

さらに、南大東島沖を通過していた強い台風 11 号について、去る 8 月 9 日から 10 日にかけて鳥取県に最接近することが予想されたことから、8 月 7 日に、国・鳥取県等の工事発注機関や鳥取県建設業協会などの事業者団体あてに「台風の接近に伴う労働災害防止対策の徹底に関する要請」を行いました。

#### 4 今後の対応

鳥取労働局では、「第 12 次労働災害防止推進計画（計画期間；平成 25 年度～平成 29 年度）」を策定し、5 年間で労働災害を 15%以上減少させることを目標としています。

平成 26 年は 438 人以下とすることが目標で、これまでの対策のほか、次のような対応を図ります。

##### ・建設業について

「墜落・転落災害」が災害の約 4 割を占める建設業については、9 月 8 日に「鳥取県労働災害防止に関する鳥取県・鳥取労働局連絡会議」を開催し、今後発注される建設工事における労働災害防止対策の推進について情報交換を行い、発注機関や災害防止団体と連携して労働災害防止対策の徹底を図っていきます。

##### ・製造業について

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加などに即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するための「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）が平成 26 年 6 月 25 日に公布されたことから、この「改正労働安全衛生法」の説明会を県内において開催することとし、改正法の周知に併せて労働災害防止対策の強化を求めています。

##### ・県中部地区について

本年 7 月末時点で前年同期と比べて増加率が著しかった県中部地区では、製造業への個別指導、建設業への業界団体を巻き込んだ安全活動の活性化、第三次産業の事業者団体を通じた啓発活動や集団指導を行うことを予定しています。

##### ・「ゼロ災 55」無災害運動について

本年 11 月 7 日から 12 月 31 日までの 55 日間に、『「ゼロ災 55」無災害運動』を展開します。

この運動は、平成元年度から実施していますが、昨年度までは年末・年始の 55 日間（12 月 8 日～1 月 31 日）の取組として展開したところ、昨年、11 月と 12 月に合計 3 件の死亡災害が発生したことから、本年度からは、11 月 7 日から年末 12 月 31 日までの 55 日間を運動期間として集中した取組を展開することとしました。

なお、本年度の当該運動のスローガンを公募したところ、1,371 作品の応募（昨年は 1,355 作品）があり、その中から次の作品が選定されました。

**「一人のヒヤリは みんなのヒヤリ ヒヤリを活かして 55 ゼロ災」**

…王子製紙(株)米子工場 松田大樹さんの作品

以 上

平成26年労働災害発生状況（速報）

平成26年7月末現在集計 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	平成26年	平成25年	増減数	増減率(%)	平成26年	平成25年	増減数	増減率(%)	平成26年	平成25年	増減数	増減率(%)	平成26年	平成25年	増減数	増減率(%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	249	(1) 236	13	5.5	74	(1) 73	1	1.4	128	125	3	2.4	47	38	9	23.7
製造業	63	49	14	28.6	14	8	6	75.0	34	32	2	6.3	15	9	6	66.7
木材・木製品・家具装備品製造業	4	7	-3	-42.9	1	1	0	0.0	2	4	-2	-50.0	1	2	-1	-50.0
鉄鋼・金属製品製造業	8	4	4	100.0	2	1	1	100.0	3	3	0	0.0	3	0	3	
機械器具製造業	8	5	3	60.0	5	0	5		2	5	-3	-60.0	1	0	1	
食料品製造業	31	25	6	24.0	3	2	1	50.0	19	18	1	5.6	9	5	4	80.0
上記以外の製造業	12	8	4	50.0	3	4	-1	-25.0	8	2	6	300.0	1	2	-1	-50.0
建設業	38	34	4	11.8	13	12	1	8.3	19	18	1	5.6	6	4	2	50.0
土木工事業	13	12	1	8.3	3	4	-1	-25.0	8	7	1	14.3	2	1	1	100.0
建築工事業	19	19	0	0.0	6	7	-1	-14.3	9	9	0	0.0	4	3	1	33.3
木造家屋建築工事業	6	7	-1	-14.3	2	4	-2	-50.0	3	1	2	200.0	1	2	-1	-50.0
その他の建築工事業	13	12	1	8.3	4	3	1	33.3	6	8	-2	-25.0	3	1	2	200.0
その他の建設業	6	3	3	100.0	4	1	3	300.0	2	2	0	0.0	0	0	0	
運輸交通業	27	29	-2	-6.9	11	13	-2	-15.4	11	12	-1	-8.3	5	4	1	25.0
道路貨物運送業	23	24	-1	-4.2	10	11	-1	-9.1	10	10	0	0.0	3	3	0	0.0
その他の運輸交通業	4	5	-1	-20.0	1	2	-1	-50.0	1	2	-1	-50.0	2	1	1	100.0
林業	12	14	-2	-14.3	5	6	-1	-16.7	7	7	0	0.0	0	1	-1	-100.0
その他の事業	109	(1) 110	-1	-0.9	31	(1) 34	-3	-8.8	57	56	1	1.8	21	20	1	5.0
卸・小売業	31	44	-13	-29.5	7	13	-6	-46.2	17	22	-5	-22.7	7	9	-2	-22.2
清掃業・ビルメンテナンス業	10	7	3	42.9	2	1	1	100.0	6	6	0	0.0	2	0	2	
旅館・ホテル業	6	(1) 4	2	50.0	0	(1) 1	-1	-100.0	4	1	3	300.0	2	2	0	0.0
保健衛生業	21	19	2	10.5	6	8	-2	-25.0	6	9	-3	-33.3	9	2	7	350.0
通信業・金融業等	6	6	0	0.0	5	2	3	150.0	1	1	0	0.0	0	3	-3	-100.0
上記以外のその他の事業	35	30	5	16.7	11	9	2	22.2	23	17	6	35.3	1	4	-3	-75.0

(注) ( ) 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ 「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」 平成26年度全国労働衛生週間スローガン

## 労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

鳥取県内の労働災害は、関係各位の御尽力により着実に減少を続け、平成 24 年には前年に比べて△14.6%の大幅な減少となりました。しかし、平成 25 年は前年に比べて△0.4%の減少にとどまり、本年 4 月末時点の速報値では 19.1%の大幅な増加に転じました。その後 7 月末時点の速報値では 5.5%まで増加幅は減少したものの、前年を下回るまでには至らず、第 12 次労働災害防止推進計画で定める目標の達成は、困難な状況となっています。

本年に入ってから鳥取県内では死亡災害は発生していませんが、昨年発生した死亡災害 5 人のうち 3 人は建設業で発生した墜落・転落であり、その発生状況に特段の新しい要因を認めず、従来からの基本的対策を講じていないことによるものと考えられます。

さらに、法違反に起因しない転倒災害が全産業を通して最も多く発生していることは、若年者をはじめ経験の浅い労働者に対する安全衛生教育が十分に実施されていないことが懸念される場所であり、事業者、労働者ともに安全衛生意識の高揚を図る対策が重要な取組となっていると考えられます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、引き続き死亡災害の防止対策を講じるとともに、安全衛生意識の高揚による労働災害の撲滅を目指し、関係者が一体となって以下の取組をはじめとした労働災害防止に努めていただきますよう要請します。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施し、全ての職場において 5 S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の徹底を図ること。
- 2 安全管理者等の選任義務のない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること。
- 3 雇入れ教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

平成 26 年 8 月 19 日

鳥取労働局長 河野 純 伴

## 台風の接近に伴う労働災害防止対策の徹底に関する要請

平素は、労働災害防止に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、南大東島沖を通過している強い台風11号は、8月9日から10日にかけて鳥取県に最接近することが予想されています。先週日本列島に接近した台風12号の強風・大雨の影響により、他県では死亡労働災害が発生したところです。

台風の接近に伴う悪天候時の屋外作業では、重篤な災害につながる労働災害が発生するおそれがあるばかりでなく、足場の倒壊などの被害も懸念されます。

つきましては、貴会員事業場に対し下記事項を遵守するよう周知し、台風の接近に伴う労働災害の防止に努められるよう要請します。

### 記

#### 1. 悪天候時における作業禁止

強風・大雨により、高所における作業の危険、地山の崩壊による危険、土石流による危険が予想される時は、作業を禁止するとともに安全な場所に退避すること。

(注)「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風

「大雨」とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨

#### 2. 気象状況の把握等

足場・作業構台等(以下、「足場等」という。)を使用して作業を行う場合には、工事現場内に吹き流しや風速計などを設置するとともに、常に気象状況に関する情報を把握すること。

土石流危険河川においては、1時間ごとの降雨量を把握し、記録するとともに、

警報用及び避難用の設備を周知しておくこと。

### 3. 強風が予想されるときへの対策

強風が予想される場合には、次の対策を講じること。

- (1) シート、防音パネル等風荷重が大きくなる要因となる養生材は早めに撤去するか、巻きあげるなどの措置を講じること。
- (2) 足場等の滑動防止、壁つなぎに対する補強等の措置を講じること。
- (3) 建築物から突出している足場等は、控え索や控え材等で補強を行うこと。
- (4) 足場上にある資材等は固縛するか、地上に降ろすなどの対策を講じること。

### 4. 悪天候後の点検

強風・大雨による悪天候の後に足場等における作業を行うときは、作業を開始する前に足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の状況について点検し、異常を認めるときは直ちに補修すること。

地山の掘削作業においては、作業箇所及びその周辺の地山について点検を行い、掘削作業再開の時期及び手順を定め、当該手順により作業を行うこと。

平成 26 年 8 月 7 日

鳥取労働局

労働基準部長 北代 昌巳